

支援対象外または支援区分が下がった方への支援策

● 給付奨学金のみ受けている方

- ・ 第一種奨学金及び第二種奨学金の申請（秋の二次採用） が可能です。

※現在募集中です。大学ホームページをご確認ください。

● 第一種奨学金を貸与されている方

- ・ 給付奨学金が支援対象外となった場合、第一種奨学金は 併給調整による制限を受けません（貸与月額が概ね増額されます）。

- ・ 選択月額によっては、貸与月額を増額できる場合があります。

● 第二種奨学金を貸与されている方

- ・ 貸与月額の増額が可能です（既に最高月額を選択している者を除く）。

● 家計に急変が生じている方

- ・ 給付の家計急変事由に該当している場合は、家計急変としての申請が可能です。

- ・ 貸与の家計急変事由に該当しており、第一種奨学生でない場合は、緊急採用（第一種奨学金）の申請が可能です。

- ・ 貸与の家計急変事由に該当しており、第二種奨学生でない場合は、応急採用（第二種奨学金）の申請が可能です。

（注）「第一種奨学金・第二種奨学金の貸与月額」や「家計急変による奨学金」等については、日本学生支援機構のホームページ等をご参照ください。